

松江市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

松江市情報公開条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公文書の公開請求)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書公開請求書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u>～<u>5</u> 略</p> <p>○本人確認書類及び資格要件確認書類</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <p>様式第 2 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 3 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 11 号(第 12 条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書任意公開申出書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u>・<u>4</u> 略</p>	<p>(公文書の公開請求)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 公開請求者は、公開請求する公文書 1 件につき公開請求書 1 枚を提出しなければならない。</u></p> <p>様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書公開請求書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 公開請求する公文書 1 件につき、本書 1 枚を提出してください。</u></p> <p><u>4</u>～<u>6</u> 略</p> <p>○本人確認書類及び資格要件確認書類</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <p>様式第 2 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 3 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 11 号(第 12 条関係)</p> <p style="text-align: center;">公文書任意公開申出書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 公開申出する公文書 1 件につき、本書 1 枚を提出してください。</u></p> <p><u>4</u>・<u>5</u> 略</p>

様式第 12 号 別紙のとおり

様式第 12 号 別紙のとおり

<改正後>

様式第2号(第4条関係)

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の名称)



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

記

公文書の件名	
公開実施の日時	<p>この通知を受け取った日から30日以内に、<u>下記所管課に公開実施の希望日時を連絡してください。</u></p> <p>【注意】</p> <p>(1) 30日以内に連絡がなかった場合、本決定による公開の実施を受けることができなくなります。公開を希望する場合は新たに公開請求が必要です。</p> <p>(2) 公開実施の日時は次の期間内で調整してください。</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。)</p>
公開の場所	
公開の方法	
所管課	電話
備考	
注意事項	
公開実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。	

<改正前>

様式第2号(第4条関係)

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の名称)



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

記

公文書の件名	
公開を実施できる期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。
公開の場所	
公開の方法	
所管課	電話
備考	
注意事項 1 この通知を受け取った日から30日以内に、公開実施の希望日時を所管課に電話してください。 2 公開実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。	

<改正後>

様式第 3 号(第 4 条関係)

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の名称)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

記

公文書の件名	
公開実施の日時	<p>この通知を受け取った日から 30 日以内に、下記所管課に公開実施の希望日時を連絡してください。</p> <p>【注意】</p> <p>(1) 30 日以内に連絡がなかった場合、本決定による公開の実施を受けることができなくなります。公開を希望する場合は新たに公開請求が必要です。</p> <p>(2) 公開実施の日時は次の期間内で調整してください。</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。)</p>
公開の場所	
公開の方法	
公開しない部分及び公開しない理由	<p>(公開しない部分)</p> <p>松江市情報公開条例第 7 条第 号に該当 (理由)</p>
松江市情報公開条例第 11 条第 3 項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	<p>年 月 日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。</p>
所管課	電話
備考	
注意事項 公開実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。	

<改正前>

様式第3号(第4条関係)

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の名称)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松江市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

記

公文書の件名	
公開を実施できる期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。
公開の場所	
公開の方法	
公開しない部分及び公開しない理由	(公開しない部分) 松江市情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
松江市情報公開条例第11条第3項の規定に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。
所 管 課	電話
備 考	
注意事項 1 この通知を受け取った日から30日以内に、公開実施の希望日時を所管課に電話してください。 2 公開実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<改正後>

様式第 12 号(第 12 条関係)

公文書任意公開回答書

第 号

年 月 日

様

(実施機関の名称)



年 月 日付で申出のあった公文書の任意公開については、下記のとおり回答します。

記

公文書の件名	
公開、非公開等の区分	1 公開 2 部分公開 3 非公開
公開実施の日時	<p>この通知を受け取った日から 30 日以内に、<u>下記所管課に公開実施の希望日時を連絡してください。</u></p> <p>【注意】</p> <p>(1) 30 日以内に連絡がなかった場合、本決定による公開の実施を受けることができなくなります。公開を希望する場合は新たに公開請求が必要です。</p> <p>(2) 公開実施の日時は次の期間内で調整してください。 年 月 日から 年 月 日まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。)</p>
公開の場所	
公開の方法	
公開しない部分及び公開しない理由	(公開しない部分) 松江市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
所管課	電話
備考	
注意事項	公開実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。

<改正前>

様式第 12 号(第 12 条関係)

公文書任意公開回答書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の名称)



年 月 日付けで申出のあった公文書の任意公開については、下記のとおり回答します。

記

公文書の件名	
公開、非公開等の区分	1 公開 2 部分公開 3 非公開
公開を実施できる期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。
公開の場所	
公開の方法	
公開しない部分及び公開しない理由	(公開しない部分) 松江市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
所管課	電話
備考	
注意事項 1 この回答を受け取った日から30日以内に、公開実施の希望日時を所管課に電話してください。 2 公開実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。